

大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム
ヒートアイランド対策技術認証制度ロゴマーク使用要領

制定 平成 23 年 10 月 1 日

改正 令和 元年 11 月 19 日

改正 令和 5 年 11 月 14 日

(趣 旨)

第1 この要領は、「ヒートアイランド対策技術認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)
第7章及び「技術評価実施要領」(以下「実施要領」という。)第19条の規定に基づき、
「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」(以下「大阪HITEC」という。)が
実施要領第5条に定める認証基準に適合すると認められた技術に係るロゴマークの使用に関
し、必要な事項を定める。

(ロゴマークのデザイン等)

第2 第1の表示デザインは別紙のとおりとする。

(ロゴマークの使用制限)

第3 ロゴマークは、大阪HITECのほか、実施要領に基づき認証を受けた者以外は使用す
ることができない。

(ロゴマークの使用)

第4 第3に掲げる者は、認証された技術に限り、本体、包装、認証技術・製品を紹介する印
刷物、ウェブサイト等にロゴマークを使用することができる。ただし、大阪HITECが
交付したロゴマークのデザイン、認証番号を加工してはならない。

(苦情の処理)

第5 ロゴマークを使用したものは、その使用に関して消費者等から苦情があった場合に
は、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、大阪HITEC
が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年11月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のロゴマークは、当分の間、使用することができる。

附則

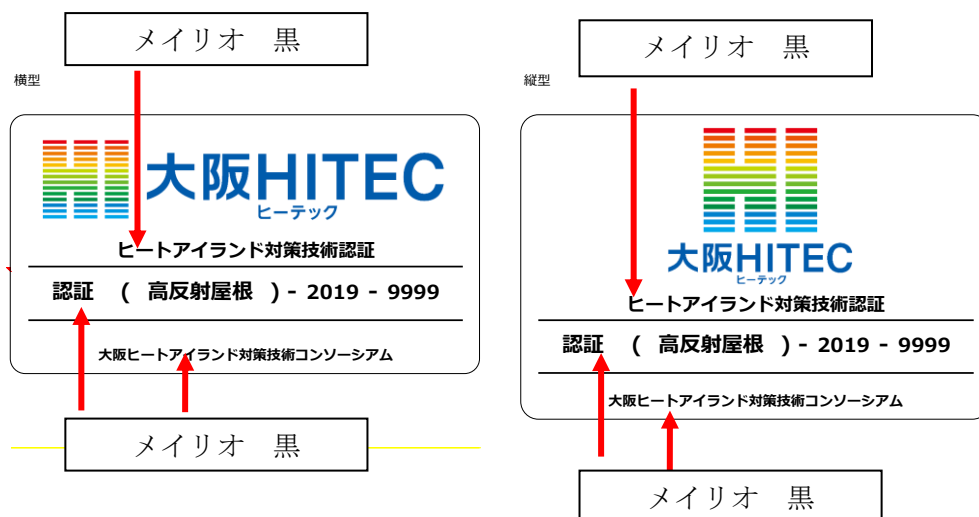
(施行期日)

1 この要領は、令和5年11月14日から施行する。

別紙（第2 ロゴマークのデザイン等関係）

■大阪HITEC認証ロゴマーク（認証基準及び準認証基準適合）

※「認証基準」又は「準認証基準」の適合区別は、番号の付与方法による。



認証(●●●●●)-2019-0001

① ② ③ ④

①認証区分	②認証技術名	③認証年度	④連番
○認証基準に適合の場合は「認証」 ○準基準に適合の場合は「準認証」	高反射塗料 高反射屋根 高反射舗装 高反射防水 保水性舗装 外断熱（屋根） 外断熱（外壁） 再帰性外壁 再帰性フィルム 高反射フィルム	認証書交付 年度	認証又は準認証の区分ごとに連番を付与する